

# 防災・安全に係る事業所自主点検マニュアル

平成25年3月

長崎市福祉部・建築部・消防局

## 目 次

1	火気の管理	P 1～2
2	火気設備の管理	P 3～6
3	危険物の管理	P 7～8
4	ガスの管理	P 9
5	火災時の初動体制	P 10
6	消防用設備等の管理	P 11～12
7	避難管理	P 13～14
8	防災管理	P 15
9	消防機関との連絡	P 16
10	建物の管理	P 17
11	運営面の管理	P 18
12	その他災害対策	P 19

### 【このマニュアルの活用方法について】

このマニュアルは、介護保険事業所において、火災等の災害予防対策を推進する際に必要と思われる内容を項目として例示したものです。

事業所の実情に応じて項目を選択し、活用くださるようお願いいたします。

## 1 火気の管理【①放火防止・喫煙】

点検項目	チェック内容
放火等による出火防止	【屋外】施設の周囲に物品を放置していないか。
	【屋外】ごみは決められた曜日、時間帯、場所に出しているか。
	【屋内】台所、リネン庫、物品庫等は夜間施錠しているか。
	【屋内】ライター、マッチ等の適切な管理がなされているか。(喫煙、仏壇関連を含む。)
喫煙等からの出火防止	喫煙する場所、時間等を決めているか。
	喫煙場所は、施設関係者が喫煙状況を確認できる状態にあるか。
	喫煙場所に出火防止対策がなされているか。(灰皿の設置、ソファー及び椅子等への防災製品の使用、水バケツの用意等)

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

### 【チェックのポイント】

- ・たばこ火災は、炎を上げずに時間をかけて燃え広がることから、発見の遅れにより被害が拡大する危険性があるため、喫煙管理を徹底しましょう。
- ・たばこの吸い殻を捨てる際は、水をかけてから捨てる等、完全に消火してから捨てるようにしましょう。

## 1 火気の管理【②電気配線等・仏壇等】

点検項目	チェック内容
電気配線等からの出火防止	コンセント・プラグに「ほこり」がたまっていないか。
	たこ足配線をしていないか。
	コードがタンス等の下敷きになっていないか。
	未使用の電気製品のコンセントは抜いているか。
	電気配線を粗暴に取り扱っていないか。
仏壇等からの出火防止	ろうそく、線香等の管理は徹底しているか。
	仏壇の内部や周囲は、整理整頓されているか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

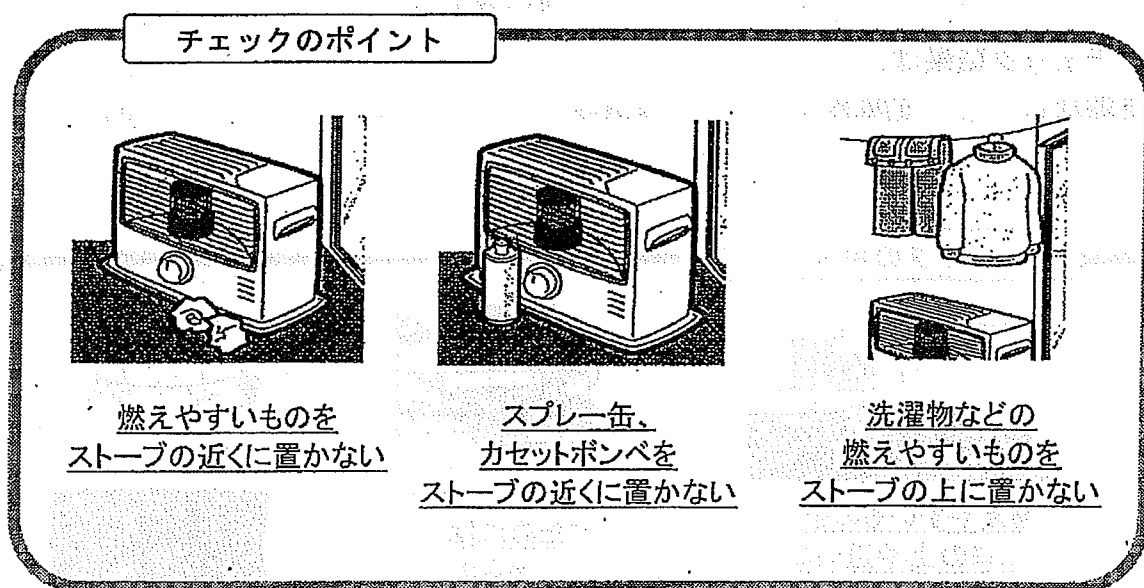
### 【チェックのポイント】

- ・コンセントのプラグに「ほこり」等がたまることにより、プラグが変質して電気が通りやすくなり、ショートして火災になることがあるため、定期的に点検し清掃しましょう。
- ・電気コードがタンス等の下敷きになっていると、コード内の電源が断線する等して発熱し、火災になることがあるため、注意しましょう。

## 2 火気設備の管理【①暖房設備・器具等】

No	チェック内容
1	ストーブ等の周囲に燃えやすいものやスプレー缶が置かれていないか。
2	ストーブ等の周囲に洗濯物が干されていないか。
3	ストーブ等の本体から異臭や異音はしていないか。
4	ストーブ等の排気筒が外れていないか、ごみ等が詰まっていないか。
5	部屋から離れる時や給油する時は、必ずストーブ等の火を消しているか。
6	ストーブ等のゴムホースに、ひび割れ等はないか。
7	ストーブ等を使用しない時は、コンセントを抜いているか。
8	電源コード・コンセント等を含め、ストーブ等を定期的に点検・清掃しているか。

※ チェック結果は、  
「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。



※電気ストーブ使用の場合も、周囲に燃えやすいもの、スプレー缶などが置かれていないかチェックすること。


## 2 火気設備の管理【②厨房設備・調理器具】

No	チェック内容
1	ガスコンロ・IH調理器具等の上や周囲には、布きん・紙類等の燃えやすいものを置いていないか。
2	調理器具は壁から離して使用しているか。
3	調理中、その場から離れるときは、必ず火を消しているか。
4	ガスコンロ・IH調理器具等の魚焼きグリル内を定期的に清掃しているか。
5	IH調理器具等で揚げ物をする時、メーカー指定の油量を守って調理しているか。
6	IH調理器具等での調理後は、必ず電源スイッチ（主電源）を切っているか。
7	ガスコンロの点火・消火は、必ず目で確認しているか。
8	ガスコック（元栓）の開閉は、確実にやっているか。
9	ガスコックが二口の場合、未使用側に閉栓カバー（誤開放防止）を付けているか。
10	ガスコンロのゴムホースに、ひび割れ等はないか。

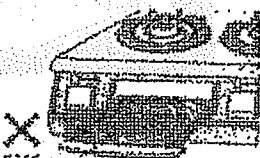
※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☑ 該当なし：－」とする。

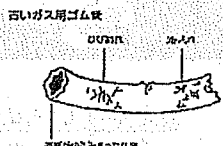

チェックのポイント



燃えやすいものを  
コンロの上や近くに  
置かないでください。



グリルからの火災を  
防ぐためには  
日ごろからの  
お手入れが大切です。

※包丁や調理用はさみ等危険な調理器具は、鍵つき棚や目につきにくい箇所に保管しているか確認すること。

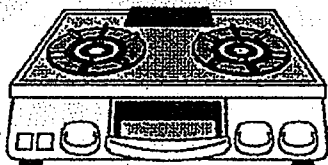
## 2 火気設備の管理【②厨房設備・調理器具】

No	チェック内容
11	ガス漏れ警報器を正しい位置に設置しているか。また、5年ごとに新しいものと交換しているか。
12	安全装置（立ち消え防止）付ガスコンロを使用しているか。
13	レンジフードや換気扇、その他厨房設備・調理器具を定期的に点検・清掃しているか。

※ チェック結果は、

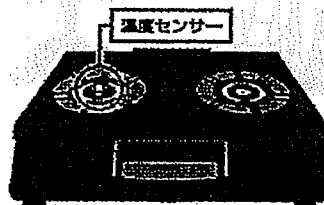
「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－ 」とする。

### チェックのポイント



#### 温度センサーなし

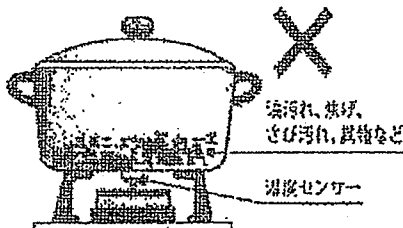
「温度センサー」が装備されていません。使用中はその場を離れないよう注意してください。やむを得ずその場を離れる時は、必ず消火してください。



#### 温度センサーあり

「温度センサー」が付いていない側のバーナーを使用して天ぷら油火災が発生しています。揚げ物調理は必ず「温度センサー」が付いている側のバーナーを使ってください。

### ガスコンロの安全装置（Siセンサーコンロ）



調理中の吹きこぼれや鍋・フライパン等の汚れ等により、安全装置が作動しない場合がありますので、定期的に点検・清掃してください。

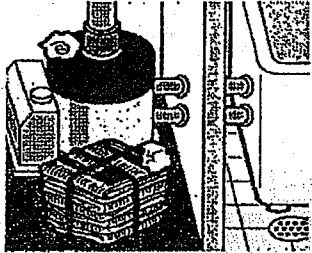
## 2 火気設備の管理【③ボイラー・煙突】

No	チェック内容
1	ボイラー等の周囲に燃えやすいものが置かれていないか。
2	煙突や排気筒の周囲に洗濯物が干されていないか。
3	煙突や屋外排気筒の出口が物品等でふさがれていないか。
4	ボイラー等を定期的に点検・清掃しているか。

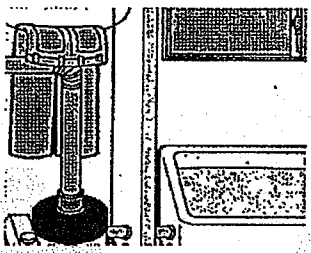
※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

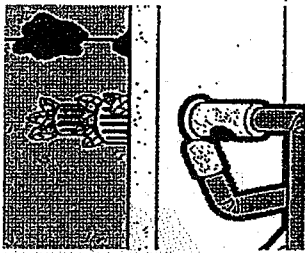
チェックのポイント



燃えやすいものを  
ボイラーの近くに置かない



洗濯物などの  
燃えやすいものを  
ボイラーの上に置かない



不完全燃焼の  
原因となります。  
一酸化炭素中毒に注意！

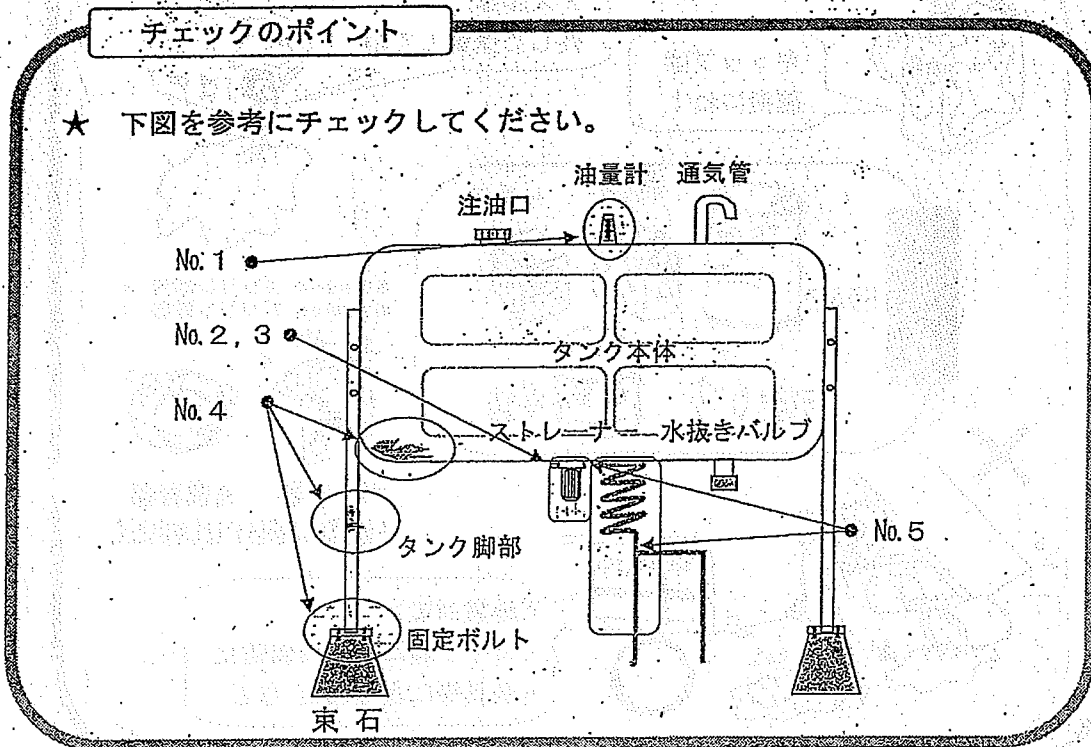


### 3 危険物の管理【①タンク本体、配管】

点検項目	チェック内容
タンク本体	燃料ゲージ（油量計）の動きに異常はないか。
	ストレーナーのひび割れ、ゴムパッキンの劣化等による灯油の漏れ、にじみ等はないか。
	タンク内部の錆により、ストレーナーが汚れていないか。
	タンク本体、脚部及び束石の固定ボルトに著しい錆が生じていないか。
配管	配管接続部又は配管分岐部等からの漏れ、にじみ等はないか。
	灯油の消費量が異常に早くないか。
	水道水及び床下や排水設備（特に洗濯機の排水口）から異臭（油臭）がする等の異常はないか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。



### 3 危険物の管理【②容器】

点検項目	チェック内容
容器	ガソリンをポリ容器等の不適切な容器に貯蔵していないか。
	灯油や危険物を保管する場合、危険物が漏れないように密栓し、防火上安全な場所で貯蔵しているか。
	ポリ容器等は、地震等により容易に転倒しないよう工夫して貯蔵しているか。

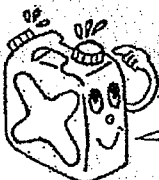
※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

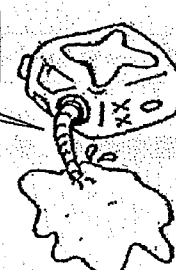
**注意してください！**

★ 灯油を 200ℓ以上貯蔵している場合、所轄消防署への届出が必要です。

★ 容器で貯蔵する際は、次の事項に注意しましょう。



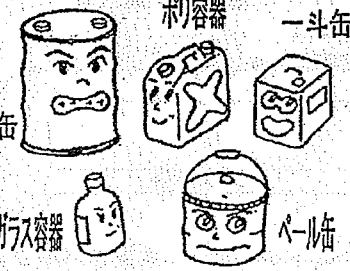
キャップは  
確実にね！



ノズルは  
外して保管してね

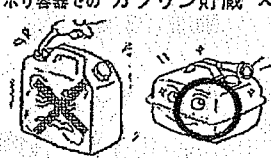
身近な容器

ドラム缶

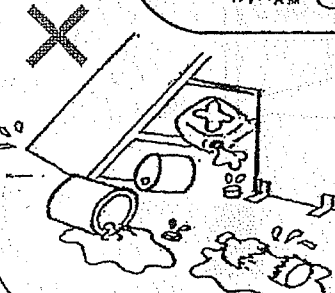


ポリ容器 一斗缶  
ガラス容器 ペール缶

ポリ容器への ガソリン給油 ×  
ポリ容器での ガソリン貯蔵 ×



ポリ容器 金属容器  
※ 金属容器は、試験基準をクリアしたものに限られます。



×

<地震対策>

- ・ロープ等による転倒防止
- ・金具等による固定 など

#### 4 ガスの管理

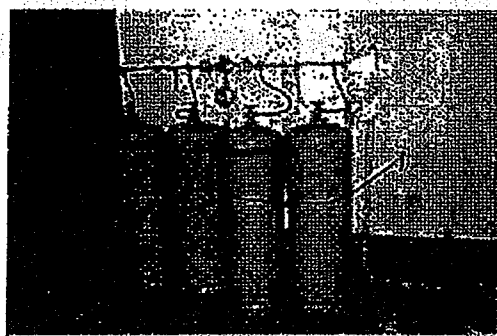
No	チェック内容
1	LPガスポンペをチェーン等できちんと固定（転倒防止）しているか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☑ 該当なし：－」とする。

#### チェックのポイント

- ★ 地震・強風等によりポンペが転倒し、LPガスポンペに接続されているホースなどの機器等の損傷・故障の原因となりガスが漏えいする危険性があります。



チェーンによる転倒防止措置

## 5 火災時の初動体制

No	チェック内容
1	自動火災報知設備の受信機の操作方法を理解しているか。
2	自動火災報知設備が作動した時の対応方法を理解しているか。(出火場所へ急行し確認する等。)
3	119番通報の要領を理解しているか。
4	消防機関へ通報する火災報知設備の操作方法を理解しているか。(通報はボタンを押して行う等。)
5	消火器の設置場所を把握しているか。
6	消火器の操作方法を理解しているか。(①安全栓を抜く。②ホースを火元に向ける。③レバーを握る。)
7	スプリンクラー設備が作動した時の対応方法を理解しているか。(作動場所へ急行し確認する等。)
8	入居者等をどのような方法で指定する場所へ避難誘導するかを決めているか。
9	入居者等の所在状況を把握しているか。
10	消防訓練は消防計画に基づき適正に行われているか。
11	夜間を想定した消防訓練が行われているか。
12	地域住民が参加した消防訓練が行われているか。

※ チェック結果は、

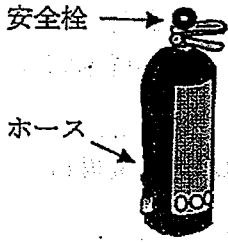

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☑ 該当なし：－」とする。

### チェックのポイント

- ★ 火災発生時の初動対応は、「119番通報」、「初期消火」、「避難誘導」の3つです。
- ★ 119番通報は、あらかじめ通報要領(内容)を記載したものを電話機付近に貼っておくことも有効です。



6 消防用設備等の管理

点検項目	チェック内容
<p>消火器</p> 	<p>通行又は避難に支障がなく、容易に持ち出すことができる位置に置かれているか。</p> <p>消火器の設置場所を把握しているか。</p> <p>薬剤の漏れ及び容器の変形、損傷、著しい腐食等はないか。</p> <p>安全栓は、損傷・変形・脱落等がなく、確実に装着されているか。</p> <p>ホースは、損傷・変形・脱落等がなく、確実に装着されているか。</p>
<p>スプリンクラー</p> <p>スプリンクラーヘッド</p>  <p>(このように見えるものもあります)</p>	<p>スプリンクラーヘッドは変形・損傷・著しい腐食等はないか。</p> <p>スプリンクラーヘッドは他のものの支えや、吊り等に利用されていないか。</p> <p>スプリンクラーヘッドの周囲に散水を妨げるものはないか。</p> <p>各開閉バルブ類は損傷・変形等がなく、開閉位置が正常な位置にあるか。</p>

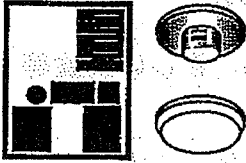
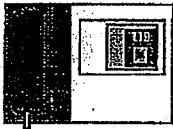

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－ 」とする。

**【注意してください！】**

- ・増改築・間仕切り変更・内装の変更により、消防用設備等の増設等が発生する場合があります。
- ・消防用設備等は、6カ月ごとの機器点検と1年ごとの総合点検が必要です。また、総合点検の結果を所轄消防署へ報告する必要があります。

6 消防用設備等の管理

点検項目	チェック内容
<p>自動火災報知設備</p> <p>受信機    感知器</p>  <p>発信機</p> 	<p>受信機の周囲には、操作の支障となる物品等が置かれていないか。</p>
	<p>受信機の警報音スイッチ等、各スイッチは定められた位置になっているか。(スイッチ注意灯が点滅していないか。)</p>
	<p>感知器は損傷・変形・取り外し・著しい腐食等はないか。</p>
	<p>発信機の周囲には操作の支障となる物品等が置かれていないか。</p> <p>発信機の表示灯は点灯しているか。</p>
<p>消防機関へ通報する火災報知設備</p> 	<p>常用電源等は点灯しているか。</p>
	<p>周囲には操作の支障となる物品等が置かれていないか。</p>
	<p>電話回線は変更されていないか。</p>
<p>誘導灯</p> 	<p>損傷・変形・脱落・著しい汚損等はないか。</p>
	<p>ちらつき・不点灯等がなく、正常に点灯しているか。</p>
	<p>衝立や装飾等の障害物による視認障害はないか。</p>

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：— 」とする。

7 避難管理【①廊下・通路・階段】

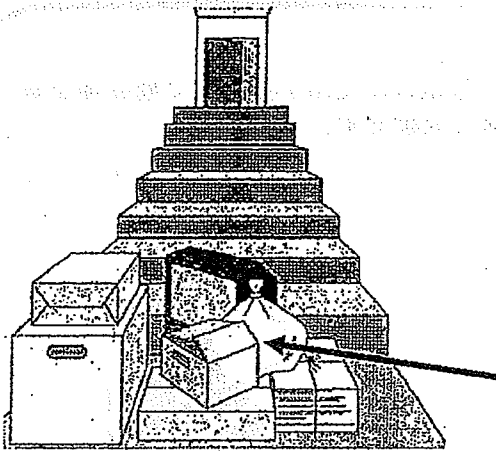
No	チェック内容
1	廊下、通路、階段に避難の支障となる物品等が置かれていないか。可燃物が放置されていないか。
2	床面は段差等によるつまづき、汚れ等による滑り等の発生要因がないか。
3	手すりの取り付け部のゆるみ、手すり部分の破損がないか。
4	非常用照明装置は正常に点灯するか。(バッテリーや電球は切れていないか。)
5	屋外階段の耐久性は十分か。腐食はないか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☑ 該当なし：－ 」とする。

チェックのポイント

- ★ 廊下や通路、階段、避難時に使用する場所に物品等が置かれていると、避難の支障となり非常に危険です。  
物品等は置かないようにしましょう。



この状態では、避難できず危険です！

7 避難管理 【②避難口等】

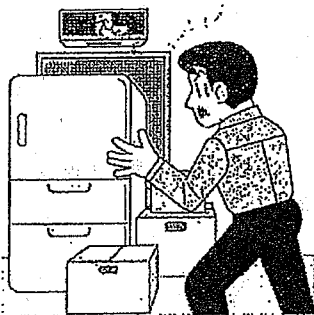
No	チェック内容
1	避難口の扉は正常に開閉できるか。
2	避難口に避難の支障となる物品等が置かれていないか。
3	避難口の扉の鍵は内部から容易に開けられるか。
4	屋外への出入口付近に避難の支障となる物品等が置かれていないか。
5	防火戸や防火シャッターが閉鎖した状態で隙間が生じていないか。
6	防火戸や防火シャッターの閉鎖に支障となる物品等が置かれていないか。
7	防火戸や防火シャッターは円滑に閉鎖できるか。
8	避難時に使用するバルコニーやベランダに避難の支障となる物品等が置かれていないか。

※ チェック結果は、

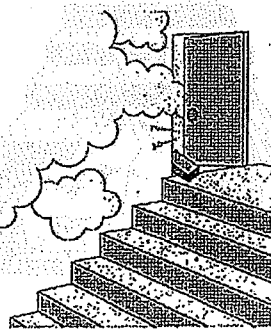
「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

チェックのポイント

- ★ 避難口、防火戸、防火シャッター等の避難時に使用する場所に物品等が置かれていたら、避難の支障となり非常に危険です。  
物品等は置かないようにしましょう。



この状態では、避難できず危険です！



このように、防火戸が正常に閉まらなると火炎や煙の拡大につながり危険です！



## 8 防災管理

No	チェック内容
1	カーテン、アコーディオンカーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は防災物品を使用しているか。
2	衣服類、寝具類、布張家具等は防災製品の使用を推進しているか。

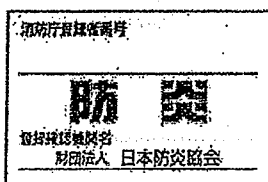
※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－ 」とする。

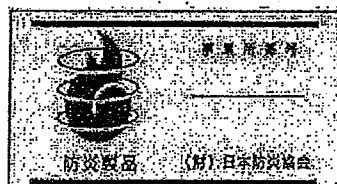
### チェックのポイント

- ★ 防災物品とは、消防法令により一定の建物等での使用が義務付けられているものをいいます。
- ★ 防災製品とは、財団法人日本防災協会が自主的に認定制度を設け、一定の基準以上の防災性能を有するものを防災製品として認定しているものです。  
消防法令により使用義務となる防災物品と異なり、消防法令に定めがなく自主的に使用するものとして位置づけられているものをいいます。
- ★ 防災物品と防災製品には、次のようなラベルが付いています。

【防災物品ラベル(例)】



【防災製品ラベル(例)】



## 9 消防機関との連絡

No	チェック内容
1	防火管理者を選任し、所轄消防署に届出をしているか。
2	防火管理者の変更の際、所轄消防署に届出をしているか。
3	消防計画を作成し、所轄消防署に届出をしているか。
4	消防計画の変更の際、所轄消防署に届出をしているか。
5	消防訓練の実施前及び実施後に所轄消防署に届出をしているか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

### お問合せ先

火災予防全般に関するお問合せ・ご相談等は、施設が所在する区域の消防署までご連絡ください。

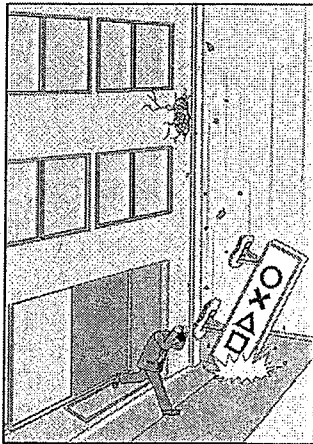
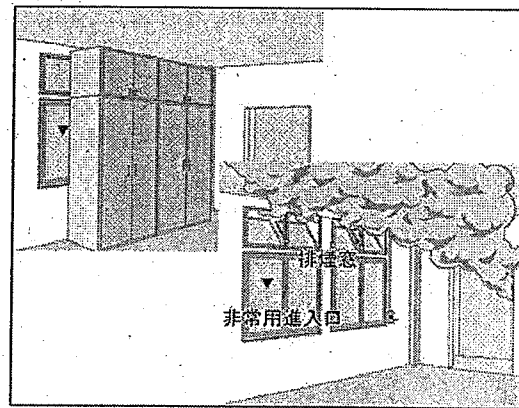
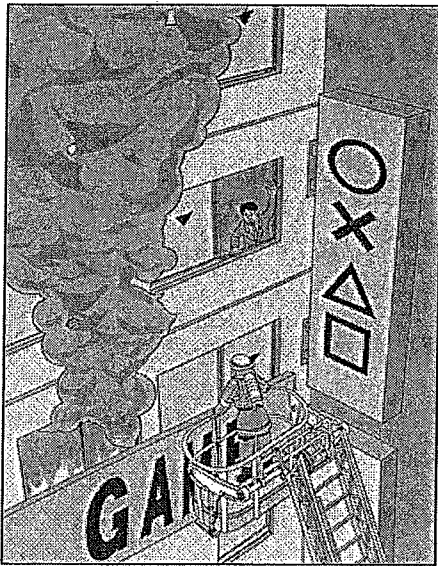
- ・ 中央消防署 長崎市興善町3番1号 Tel.095-820-0119
- ・ 北消防署 長崎市大橋町16番1号 Tel.095-848-0119
- ・ 南消防署 長崎市小ヶ倉町3丁目76番78 Tel.095-879-6119

## 10 建物の管理

点検項目	チェック内容
内装材	火気を使用する部屋の内装が可燃材に変更されていないか。
排煙窓	排煙窓が壁や物品等でふさがれていないか。
	排煙窓の開閉操作は容易に行えるか。
非常用進入口 (3階建て以上)	進入口が壁や物品等でふさがれていないか。
	広告看板等の障害物はないか。
外壁等	外壁・看板等にひび割れ・はがれ・錆等はないか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。



## 11 運営面の管理

点検項目	チェック内容
管理者及び防火 管理者	消防計画に定めた回数の避難等訓練を行っているか。
	消防計画について、職員に周知しているか。
	夜間を想定した消防訓練が行われているか。
	避難訓練、通報訓練、消火訓練をそれぞれ年1回以上 行っているか。
	避難等訓練に年1回以上全員が参加しているか。
	避難等訓練に地域住民の参加があるか。
	避難等訓練に消防署の立会いを求めているか。
	避難等訓練に消防署の立会いがあるか。
職員	避難等訓練に年1回以上参加したか。
	消火器、通報装置の使い方は理解しているか。
	消火器、通報装置を体験しているか。
	利用者の誘導方法を個別に理解しているか。
	消防計画を読んで理解しているか。
研修及び運営推 進会議	安全管理に関する内部研修を行っているか。
	新規採用職員に対し、安全管理に関する研修を行っ ているか。
	運営推進会議に地域住民の参加があるか。
	運営推進会議において、防災安全管理に関する議題で 協議を行っているか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☒ 該当なし：－」とする。

## 12 その他災害対策

点検項目	チェック内容
状況の把握	事業所の立地する地域の状況（土砂災害危険箇所等）を把握しているか。
	緊急情報の取得等、災害時の情報伝達方法を把握しているか。
	避難準備情報、避難勧告、避難指示の情報を確実に取得できるようにしているか。
	できるだけ地域の防災訓練に参加する等、避難経路や避難場所を確認しているか。
避難対策	各種災害時の対策について、事前に検討しているか。
	避難誘導について、利用者ごとの状況に合わせた方法を理解しているか。
	非常時持ち出し品として、最低3日間分程度の食糧や飲料水その他、必要な介護用品・医薬品等を準備しているか。
地域との連携	自治会活動へ積極的に参加し、地域住民とのコミュニケーションを図っているか。
	自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等との支援協力体制を整備しているか。

※ チェック結果は、

「支障なし：○ 支障あり：× 処置済み：☑ 該当なし：－ 」とする。

